

<p>○ 平成三十年七月豪雨に伴う県税の申告、 納付等の期限の延長</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課（室）</p>

【告 示】



# 平成30年7月20日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第四百十五号

平成三十年七月豪雨による災害の発生のため、岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）第二十三条第一項（岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は県税条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成三十年七月五日以後に到来するものについては、県税条例第二十九条第一項第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、県税条例第九十条第一項の規定により課する自動車取得税、県税条例第五十五条第一項の規定により課する自動車税（証紙徴収の方法によるものに限る。）並びに県税条例第六十一条の規定により課する狩猟税に係るものを除き、その期限を別に定める日まで延長する。

平成三十年七月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定地域

市町村	地域
岡山市	北区及び東区
倉敷市	真備町
笠岡市	全域
井原市	全域
総社市	全域
高梁市	全域

小田郡矢掛町

全域